

放水による水位上昇に注意

土地改良区では、5月上旬から9月中旬まで、かんがい用水を取水します。
頭首工では、河川状態によって水門を開閉することがあり、下流の水位が急激に上昇する恐れがあります。
頭首工から放水するときには、警報サイレンを鳴らしますので、注意しましょう。

■土地改良区 (☎ 47-3165)

水の事故に注意しましょう

各地で河川や水路などでの水難事故が絶えません。
かんがい水路は、毎年5月上旬から9月中旬まで満水になっています。
子どもたちの水難事故を防ぐために水路に近づかない、水路では遊ばないなど普段から注意しましょう。

春のすずらん無料法律相談を開催

このようなことで困ってはいませんか？
・親の遺産の相続手続きを進めたいが、何から始めたらいかがかわからない
・「迷惑はかけない」と頼まれて借金の連帯保証人になったが、請求書が届いた
・訪問販売で商品を押売りされたが、返品できるか など
「春のすずらん無料法律相談」は、釧路弁護士会が主催する無料の法律相談で、弁護士の存在をより身近に感じてもらえるようにと、弁護士が定住していない地域で実施しているものです。

人権擁護委員制度をご存じですか

6月1日は、人権擁護委員の日です。
人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。相談は無料で、相談内容についての秘密は守られます。
人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、幅広い内容となっています。気軽に相談できる場所として、人権相談所が北見法務局に常時開設されています。

行政相談委員に気軽にご相談を

国などの仕事やその手続き・サービスについて困っていることや苦情、ご意見、ご要望はありませんか。
個人の秘密は守られますので気軽にご相談ください。
◎道路の段差を改善してほしい

■町民課住民活動係 (☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)

本町でも、次のとおり開設されますので、気軽にご相談ください。
相談するだけで解決できる悩みもあります。今まで弁護士への相談をためらっていた方、弁護士事務所まで行けない方など、ぜひこの機会に相談してみませんか。
○と き 5月15日(水)13時30分～16時
○ところ 公民館農事研修室
○担当弁護士 佐藤信孝弁護士(北見市)
※相談は無料ですが、予約制ですので、5月13日(月)までに町民課住民活動係にお申し込みください。

訓子府町には、法務大臣から委嘱された次の人権擁護委員がいます。
●山本 寛身さん(東幸町)
●加藤 洋子さん(北栄)

特設なんでも相談所を開設

日ごろの悩みなど、気軽にご相談ください。
○と き 6月4日(火)13時～16時
○ところ 町公民館農事研修室
○相談担当者 人権擁護委員
○問合せ 町民課住民活動係

◎道路標識が分かりにくい
◎年金の通知が届いたが、よく分からない
◎雇用問題 など
◎総務省行政相談委員
清井 久美子さん(西富☎ 47-3738)
「行政苦情110番」(☎ 0570-090110)もご利用ください。

ごみの屋外焼却は禁止

ごみを屋外焼却する行為は、法律により禁止されています。野焼き、枝木やごみなどを焼却している光景が見られますので、やめましょう。
なお、法律には農業、林業を営むためやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却などは、例外規定で焼却できる場合があります。
認められる場合であっても消防への届け出が必要となります。

必要となります。
森林法で定められている林業や関連する農業で行う火入れについては「訓子府町火入れに関する条例」により決められており、事前の申請と許可が必要となります。問い合わせ先は、農林商工課商工林務係です。
○問合せ 町民課環境衛生係 (☎ 47-2203)
消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)
農林商工課商工林務係 (☎ 47-2116)

ごみの不法投棄は犯罪

雪解けが進み、道路沿いや空き地などで、ごみの不法投棄が発見されています。
町では、不法投棄の発見や連絡があった場合には、北見警察署へ通報し、不法投棄者の捜査を要請します。

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反になりますので、絶対にしないでください。
○不法投棄の罰則
5年以下の懲役か1,000万円以下の罰金または併科(懲役、罰金の両方)。法人の罰金は上限額が3億円以下となります。

■問合せ 町民課環境衛生係 (☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)

住民基本台帳の閲覧状況

町では、住民基本台帳法などの規定に基づき、年に一度住民基本台帳の閲覧に関する状況を公表しています。
今回は、平成30年4月から平成31年3月までの状況をお知らせします。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況(平成30年4月～平成31年3月)

閲覧日	閲覧申出者	委託者	利用目的	住民の範囲
平成30年5月16日	自衛隊帯広地方協力本部	なし	防衛大学などの学生募集事務	・平成4年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた男女 ・平成12年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた男女 ・平成15年4月2日から平成16年4月1日までの間に生まれた男子 ※すべて町内全世帯対象
平成30年7月26日	(株)ピーアールセンター	北海道庁総合政策部知事室広報広聴課調整グループ	道民意識調査	柏丘の住民で、満18歳以上の男女10名

※住民基本台帳は、次の場合のみ閲覧することができます。
ア 国または地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するため
イ 統計調査、世論調査、学術研究のうち総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるもの
ウ 訴訟の提訴その他特別な事情による居住関係の確認で営業目的でないもの

■問合せ 町民課戸籍年金係 (☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)

